

議 長	副議長	事務局長	書 記
			



審 査 結 果 報 告 書

令和8年10月8日

富谷市議会議長 畑山 和晴 殿

富谷市議会議員政治倫理審査会

委員長 河村 和徳

富谷市議会議員政治倫理条例（以下、「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、令和8年8月10日付けで審査請求があった事案について、下記のとおり報告します。

記

1 審査請求の対象となった議員

長谷川 る美 議員

2 審査結果

条例第5条（1）の政治倫理基準に一部抵触していると判断する。

条例第17条の規定に基づき、審査請求の対象となった議員に対し、同条（3）の措置として、「文書による注意」及び「情報発信を含め、市民に疑念を持たれないための自身の今後の対応について、文書による説明を求める」とするのが相当であると思われる。

3 結果に至るまでの経緯等 別紙のとおり



富谷市議会議員政治倫理審査会の概要等

1 審査会設置の経緯

令和8年3月4日、議長及び副議長連名による「嚴重注意」が文書により当該議員に発せられた。本市議会では以前から「嚴重注意」が発せられた際は慣例により「とみや議会だより」に掲載してきたことから、今般の嚴重注意の記事の編集作業が進められていた。

当該議員は、広報調査特別委員会の委員であったことから、自身の記事が掲載されることを認知し、上記慣例があるにも関わらず、編集作業中に記事掲載について異議を唱え始め、発行責任者である議長あてに「議会だより掲載に関する異議申し立て」を行ったものの、議長からの回答に納得せず、掲載の阻止に奔走した。

このことに端を発し、他の議員間からもその他の行為についても本市政治倫理条例に抵触する疑いが持たれるようになり、議員全員協議会の協議を経て、当該議員を除く議員全員の賛同のもと、政治倫理審査請求を行うことに値するものと判断された。

この結果を受け、令和8年8月10日、本市議会議員15名（金子 透議員、須藤 義議員、伊藤嘉樹議員、畠山由美議員、荒谷 敏議員、菊池美穂議員、渡邊清美議員、佐藤浩崇議員、塩田智明議員、菅原福治議員、浅野直子議員、出川博一議員、青柳信義議員、渡邊俊一議員、村上 治議員）の連署をもって富谷市議会議員政治倫理条例（以下、「条例」という。）第5条（1）及び（6）に抵触していると思われることから、条例第8条に規定する審査請求書が議長あて提出され、審査会が設置された。

2 議長から指名を受けた審査会委員

条例第9条第2項及び第3項の規定により、以下の委員9名をもって構成された

- （1）学識経験者：河村和徳 拓殖大学教授、渡辺拓也 弁護士
- （2）選挙権を有する市民：2名
- （3）議員：村上 治、渡邊俊一、菊池美穂、浅野直子、塩田智明

3 審査会の概要

【第1回審査会】

- ・日時：令和8年9月10日（木）午前10時
- ・場所：富谷市役所 305 会議室
- ・概要：開会前に委嘱状を交付し、正副委員長の互選により委員長に河村和徳委員、副委員長に渡辺拓也委員を選出した。その後、議長より委員長あて諮問書の伝達が行われ、審査請求の内容確認及び今後の進め方等について協議した。

（※欠席者1名）

【第2回審査会】

- ・日時：令和8年9月17日（木）午後2時30分
- ・場所：富谷市役所 303 会議室
- ・概要：対象議員に対する弁明の機会の付与及び意見聴取等を行い、それらに基づいて審査結果についての協議が行われた。

（※欠席者1名）

【第3回審査会】

- ・日時：令和8年9月24日（木）午後2時30分
- ・場所：富谷市役所 305 会議室
- ・概要：これまでの会議の内容等を総合的に考慮し、審査結果についての最終確認を行った。

4 審査結果に至る経緯及び要望

・一般質問における答弁要求について

一般質問の内容に関わらず、その場において、傍聴者である特定の当事者に向けた答弁を執行部に求めた行為は、一般質問の手法としては好ましいとは言えず、議事録上、発言を取り消したとしても、議員として適切とはいえない。また、当該当事者と利害関係を有していると他の議員から認識されている中での質問は、市民から疑念を持たれることは十分に予想されることであり、その配慮が欠けていたと言わざるを得ない。

・議会だより掲載に関する対応について

自身の記事の掲載を阻止し、議会だより編集作業の業務放棄を行ったと指摘される件については、現在の政治倫理審査基準に該当項目が存在しないため、条例抵触と認定することはできない。ただし、議会人として議会の情報発信に非協力と見られるような行動をしたことは望ましくない。

・苦情メールへの対応について

当該議員に寄せられた苦情メールへの対応の件についても、口頭注意を行った記録が残されていないこともあり、政治倫理条例に抵触したと審査会で認定することは困難である。

しかしながら、市民から苦情が寄せられないよう適切な情報発信と活動することが本条例の趣旨であることを鑑みると、議員という公人としての振る舞いを見直すことを審査会としては求めたい。

- ・議員としての心構えについて

当該議員におかれては、4期目の議員であるという立場を深く自覚され、市民の負託に応え、これまで以上に市民全体の代表として振る舞うことを望みます。また、不正確な情報を発信し、指摘された後に訂正するような行為は議会および議員の信頼を損ねる行為と考えられますので、情報発信の迅速性のみならず、正確性も十分配慮した上で、議員活動を行っていただきたいと思います。

5 議長に対する審査会としての要望

- ・条例や運用の見直しについて

議会内における議員の行動を政治倫理審査会にかけるとあるのかどうかについては、議会内において検討の余地があると思われるため、条例改正も含めて議会全体で議論いただきたい。

- ・不利益情報の取り扱いについて

議長からの注意や議員倫理の抵触など、特定の議員にとって不利益な情報であっても議会の信頼性の確保の観点から情報は隠されるべきではない。今後は、不利益な情報が掲載される号の編集においては、当該議員を関与させないなどのルール作りを検討する必要があると思われる。

- ・各種研修の実施について

今期において二度の審査会を開催したことを踏まえ、議会全体として議員倫理研修を行うよう要望します。また、SNSが普及する現代社会に鑑み、情報発信に関する研修も合わせて実施していただきたいと思います。